



時事寸考

施設長・医師の吉田晴彦です。昨年10月から肺炎球菌ワクチンが定期予防接種となったことは以前もお書きしましたが、今年度からは問診票の送付時期が早くなります。肺炎球菌について復習しますと、成人の肺炎の三分の一で肺炎球菌が原因と考えられています。特に高齢者では重症化することが多いため、65歳以上の高齢者を対象として定期予防接種、すなわち年齢を指定したワクチン接種が行われることになりました(ただし、ワクチンを接種すれば肺炎に罹らないということではありません)。肺炎球菌ワクチンは、インフルエンザワクチンのように毎年受ける必要はなく、むしろ5年以下の間隔で再接種すると疼痛・硬結といった副反応が強くなるので、避けなければなりません。

最終的には全員が65歳時にワクチン接種を受ける体制になるようですが、すでに65歳を超えている人を一度に対象とするとワクチンの需要供給問題なども生じるためでしょうか、平成30年度までは経過措置として、その年度内に65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳になる方が対象となります。たとえば今年度65歳になる方というのは、昭和25年4月2日から昭和26年4月1日の間に生まれた方です(昭和26年4月1日生まれが含まれるのは、早生まれと同じ理屈です)。昨年度は101歳以上も対象となっていました、今年度は外れています。もっとも、これは定期予防接種の対象とはならず、助成金が出ない(実際には任意接種に助成金を出す地域もある)ということであり、昨年接種しなかった101歳以上の方も、任意予防接種として肺炎球菌ワクチンを受けることは可能です。

定期予防接種の実施は市区町村にまかされており、具体的な手順は地域によって異なります。たとえば、杉並区の場合だと6月下旬に問診票の発送を予定しているようです。助成金自体も地域によって異なりますが、杉並区では自己負担額4,000円となります。なお、今までに肺炎球菌ワクチンの接種を受けたことがある方は、上記の対象年齢であっても助成の対象にはなりません。

イベント・コンサート※内容等、変更となる場合がございます。

- 5月30日(土)クラシック室内楽コンサート
【アンサンブル・コマエドの皆さん】
- 6月3日(水)チェロとピアノのコンサート
【上法閑さん、金井ゆりさん】
- 6月18日(木)ジャズコンサート
【甲斐久仁江さん、鈴木史門さん】
- 6月27日(土)ヴァイオリンコンサート
【宮本恵さん】



栄養科より今月の一押しメニュー

6月の行事食は、6月14日(日)昼食の“穴子ちらし”です。

「穴子」は「うなぎ」に比べると脂質が少なくカロリーは低いのですが、ビタミン・ミネラル類をバランスよく含んだ、栄養満点のお魚です。

そして旬の食材を取り入れた“枝豆ご飯”も、ご用意いたします。

また、6月下旬からソフトクリームの提供がスタートします!フードのスタッフが各フロアをまわり、皆さまにお好みの味を選んでもらい、ご用意します。提供に少々お時間がかかりますが、夏季限定のおやつですので、是非お楽しみください!

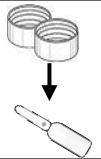


エコキャップ活動

シーダ・ウォークでは今年度も引き続き、エコキャップを回収しています。

2015年4月は2,960個、重さにして7.4kgのキャップが集まりました。

今後ともご協力をお願いいたします。



『喫茶 桃の木』



1階ロビーの喫茶コーナーがリニューアルオープンしたことは、以前にもお知らせいたしました。営業時間も変更になりました。日曜日と祝日を除く平日の9時から16時30分までとなっております。

メニューはオリジナルコーヒー、ストレートティー、グリーンティーの3種類からお選びいただけます。価格は、今までと変わらず1杯200円となっておりますので、ご注文の際はお気軽に事務室までお声掛けください。

また、新たに何冊か雑誌等も置いてございますので、皆さまの憩いの場としてご利用いただければ幸いです。

Cedar Walker で法律相談

シーダ祭での「無料法律相談会」の開催をきっかけにはじまったこの連載。今回のテーマは…

後見人の横領

認知症などによって判断能力がなくなってしまった場合、後見制度を利用して、後見人に財産の管理や法律行為を任せることが考えられます。当然、財産の管理や法律行為という重大なことを任せる以上、後見人を誰にするかは非常に重要です。後見人について、後見を申し立てるときには申立書に候補者を記載しますが、誰を後見人にするかは、最終的には裁判所が決めます。

後見人は、財産の管理などを行う際、行った職務の内容を定期的に、または随時、家庭裁判所に報告する義務を負います。家庭裁判所はこの報告によって、後見人が適切に業務を行っているのか、財産を使い込んだりしていないのかを、チェックします。しかし、それでも、後見人が財産を横領してしまうことは起こります。

親族が後見人となって財産を横領してしまった場合に、処罰することができるのか、ということが、かつては論争になっていました。というのも被害者との血縁関係によっては、横領をしても処罰しない、という規定が刑法にあるからです。しかし数年前に、親族が後見人となって財産を横領してしまった場合には先ほどの規定を使わない、という判決が出ました。つまり、後見人が親族であろうとなかろうと、財産を横領してしまったら、処罰することができます。

とはいえ、そもそも財産を使い込まれること自体、気持ちがいいものではありませんよね。そこで「弁護士などの専門職が後見人になれば安心です」と言い切りたいところですが、残念ながら、弁護士が財産を横領してしまった事件も何件あります。このような事件を受けて、弁護士会でも使い込みを防ぐことに力を入れるようになりました。後見制度を利用される方々が安心して任せられるように、我々も精進し続けなければと思う今日この頃です。

桜丘法律事務所 弁護士 津金 貴康(つがね たかやす)
(電話) 03-3780-0991

(WEB) <http://www.sakuragaoka.gr.jp/>

介護老人保健施設 シーダ・ウォーク

〒167-0034 東京都杉並区桃井3-4-9

TEL.03-5311-6262(代) FAX.03-5311-6180 <http://www.kawakita.or.jp/>

2015年5月25日発行 vol.96 編集:島田・藤山・大島

シーダはチームケアを実践しています。

チームケア

各専門職がそれぞれの専門性を発揮し、
情報を共有・協働しながら利用者さんの
支援を行っています。

医 師

医学的指示・管理

家 族

一番のサポーター

ケアマネ

ケアサービスの
コーディネーター

看 護

健康管理・医療処置

リハビリ

身体能力評価
リハビリ計画立案

介 護

日常生活の支援

相 談

社会保障サービスの
コーディネーター

事 務

事務関係の支援

利用者さん

このコーナーで毎月シリーズで
各専門職を紹介していきます。

栄 養

栄養状態の維持・向上

今月の専門職

医師

利用者さんの医学的管理を行い診断や治療、状態を把握した上でそれぞれの専門職に指示を与え、健康管理を行っています。病院のようにピラミッドの頂点にいるような存在ではなく、チームの一員として協働しています。

医師であり施設長として、利用者の皆さんが安全に安心して過ごして頂けるよう、施設の運営または職員の指導や教育にも力を入れています。

来月の職種紹介もお楽しみに！！